

仕様書等に関する質問及び回答

賃貸借番号	5	件 名	庁内利用パソコン賃貸借及び保守契約
-------	---	-----	-------------------

担 当 （ 回 答 ） 課	企業局 経営管理部 契約課
---------------	---------------

No.	質 問 事 項	回 答 事 項
1	公告 P 3 （9）契約に係る特約事項 本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、上記1の（4）の期間にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る和歌山市企業局の歳出予算の減額又は削除があった場合は、本件契約を解除することがある。 との記載がございますが、予算の削減等の理由により本契約が解除とされた場合残リース料はお支払いいただける認識でよろしいでしょうか。	公告9（9）契約に係る特約事項に基づき契約を解除した場合、未経過の賃貸借料は支払いません。ただし、民法の規定に基づく損害賠償請求を否定するものではありません。 なお、企業局では予算削減等で契約解除になったケースはありません。